○農林水産省告示第六百八十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六条第二項の規定に基づき、平成二十三年産の水稲及び陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十三年三月二十九日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　平成二十三年産の水稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲

次の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。ただし、水稲で飼料の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては四〇円、三六円、三二円、二八円、二四円、二〇円、一六円及び一二円とし、水稲で米粉の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては八四円、七六円、六七円、五九円、五〇円、四二円、三四円及び二五円とする。

地域	一キログラム当たり共済金額の範囲
北海道の区域	一七八円　一六〇円　一四二円　一二五円　一〇七円 八九円
青森県の区域	一七七円　一五九円　一四二円　一二四円　一〇六円 八九円
岩手県の区域	一九四円　一七五円　一五五円　一三六円　一一六円 九七円
宮城県の区域	一九六円　一七六円　一五七円　一三七円　一一八円 九八円
秋田県の区域	一九三円　一七四円　一五四円　一三五円　一一六円 九七円
山形県の区域	一九五円　一七六円　一五六円　一三七円　一一七円 九八円
福島県の区域	二〇二円　一八二円　一六二円　一四一円　一二一円 一〇一円
茨城県の区域	一九六円　一七六円　一五七円　一三七円　一一八円 九八円
栃木県の区域	一九三円　一七四円　一五四円　一三五円　一一六円 九七円
群馬県の区域	一八三円　一六五円　一四六円　一二八円　一一〇円 九二円
埼玉県の区域	一八八円　一六九円　一五〇円　一三二円　一一三円 九四円
千葉県の区域	一九五円　一七六円　一五六円　一三七円　一一七円 九八円
東京都の区域	一七七円　一五九円　一四二円　一二四円　一〇六円 八九円
神奈川県の区域	一八二円　一六四円　一四六円　一二七円　一〇九円 九一円

新潟県の区域	二四二円 一二一円	二一八円	一九四円	一六九円	一四五円	
富山県の区域	二〇七円 一〇四円	一八六円	一六六円	一四五円	一二四円	
石川県の区域	二〇一円 一〇一円	一八一円	一六一円	一四一円	一二一円	
福井県の区域	一九九円 一〇〇円	一七九円	一五九円	一三九円	一一九円	
山梨県の区域	二三〇円 一一五円	二〇七円	一八四円	一六一円	一三八円	
長野県の区域	二〇三円 一〇二円	一八三円	一六二円	一四二円	一二二円	
静岡県の区域	二〇〇円 一〇〇円	一八〇円	一六〇円	一四〇円	一二〇円	
岐阜県の区域	一九八円 九九円	一七八円	一五八円	一三九円	一一九円	
愛知県の区域	一八八円 九四円	一六九円	一五〇円	一三二円	一一三円	
三重県の区域	二〇〇円 一〇〇円	一八〇円	一六〇円	一四〇円	一二〇円	
滋賀県の区域	一九二円 九六円	一七三円	一五四円	一三四円	一一五円	
京都府の区域	二〇二円 一〇一円	一八二円	一六二円	一四一円	一二一円	
大阪府の区域	一八八円 九四円	一六九円	一五〇円	一三二円	一一三円	
兵庫県の区域	一九五円 九八円	一七六円	一五六円	一三七円	一一七円	
奈良県の区域	一九八円 九九円	一七八円	一五八円	一三九円	一一九円	
和歌山県の区域	一八六円 九三円	一六七円	一四九円	一三〇円	一一二円	
鳥取県の区域	一九五円 九八円	一七六円	一五六円	一三七円	一一七円	
島根県の区域	一九八円 九九円	一七八円	一五八円	一三九円	一一九円	
岡山県の区域	一九一円 九六円	一七二円	一五三円	一三四円	一一五円	